

## 専門分科会への加入または認定分科会への登録を申請する 専門学会に係る雑誌（機関誌）掲載論文の審査上の取扱い内規

日本歯科医学会専門分科会への加入または同認定分科会への登録を申請する専門学会（以下「申請学会」という。）が申請書に添えて提出する雑誌（機関誌）掲載論文の専門・認定分科会資格審査委員会における審査上の取り扱いは以下のとおりとする。

なお、5年ごとの資格更新申請の論文調査においても同様の取り扱いとする。

### 1. 審査対象とする論文

原則として申請学会が発行元である雑誌（機関誌）に掲載された学術論文とし、原著論文、総説（レビュー）論文、教育論文、調査報告、症例報告等を審査対象とする。（学会抄録、プロシーディング等は含めない）

ただし、申請学会以外の学会等が発行元である雑誌＜PubMed Central (PMC)、J-STAGE 収載＞において、申請学会活動と特に関連があると専門・認定分科会資格審査委員会で認められた内容の学術論文のうち、申請学会会員が筆頭著者あるいは連絡責任著者であるものは審査対象に加える。

### 2. 申請学会の提出書類等

申請学会は、前項に該当する論文があるときは、申請書に添えて、以下を日本歯科医学会に提出する。

- ① 論文目録（エクセルファイルにて作成）
- ② 論文別刷りあるいは論文コピー（電子媒体可）

### 3. 施行期日

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

第4回理事会付議・決定（令和5年1月31日）、令和5年4月1日施行

## 日本歯科医学会専門分科会承認基準ならびに日本歯科医学会 認定分科会登録基準における学術論文等の定義について

日本歯科医学会専門分科会承認基準には、資格承認基準 2.（6）に“①原著論文等が、原則として年 20 編以上掲載されていること”と規定されている。また、同認定分科会承認基準においては、2.（6）に“①原著論文等が、原則として年 5 編以上掲載されていること”と規定されている。

以下の学術論文を原著論文等として取扱うこととする。

原著論文、総説（レビュー）論文、教育論文、調査報告、症例報告等  
(学会抄録、プロシーティングは含めない)

以上

第 5 回理事会付議・決定（平成 29 年 1 月 25 日）、平成 29 年 4 月 1 日施行
第 4 回理事会付議・決定（令和 5 年 1 月 31 日）、令和 5 年 4 月 1 日施行